

## 第8回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和4年8月3日(水)  
開会 15時00分  
閉会 15時30分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 14名
4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 7番 西山 哲

14番 副島 敏和

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	末吉 亜紀
書 記	池田 靖		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第 3 7 号	農地法第 5 条の申請について
議案第 3 8 号	農地法第 3 条の申請について
議案第 3 9 号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について
議案第 4 0 号	空き家に付随した農地の指定申請について

8. 報告事項

報告第 1 4 号	農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について
報告第 1 5 号	農用地利用配分計画[農地中間管理事業(借受者の変更)]について
報告第 1 6 号	農地等の形質変更届出について
報告第 1 7 号	農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

9. 連絡事項

なし

<p>議長</p>	<p>みなさん、こんにちは。  (挨拶)  それでは、ただいまより第8回農業委員会会議を開会します。  本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。  今回は7番 西山 哲委員、14番 副島 敏和委員です。  事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第37号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第38号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第39号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>    利用権設定 通年</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>    利用権設定 期間借地</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>    農地中間管理事業</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>    公社への売渡</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第40号</td> <td>空き家に付随した農地の指定申請について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第14号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第15号</td> <td>農用地利用配分計画〔農地中間管理事業 (借受者の変更)〕について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>報告第16号</td> <td>農地等の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第17号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>となっております。  それでは、議事に入ります。  議案第37号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第37号	農地法第5条の申請について	3件	議案第38号	農地法第3条の申請について	5件	議案第39号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	17件		利用権設定 期間借地	9件		農地中間管理事業	4件		公社への売渡	1件	議案第40号	空き家に付随した農地の指定申請について	1件	報告第14号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件	報告第15号	農用地利用配分計画〔農地中間管理事業 (借受者の変更)〕について	4件	報告第16号	農地等の形質変更届出について	1件	報告第17号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	3件
議案第37号	農地法第5条の申請について	3件																																			
議案第38号	農地法第3条の申請について	5件																																			
議案第39号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																																				
	利用権設定 通年	17件																																			
	利用権設定 期間借地	9件																																			
	農地中間管理事業	4件																																			
	公社への売渡	1件																																			
議案第40号	空き家に付随した農地の指定申請について	1件																																			
報告第14号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件																																			
報告第15号	農用地利用配分計画〔農地中間管理事業 (借受者の変更)〕について	4件																																			
報告第16号	農地等の形質変更届出について	1件																																			
報告第17号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	3件																																			
<p>事務局</p>	<p>議案第37号 33番について御説明します。</p> <p>議案は1ページから2ページになります。  図面は1ページから23ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。  譲受人が建売分譲住宅建設のための申請です。  農地区分は第2種農地。</p>																																				

事務局	<p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、34番になります。</p> <p>図面は24ページから32ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が牛舎堆肥舎駐車場を建設するための申請です。</p> <p>なお、許可を受けずに〇年〇月に牛舎及び堆肥舎を建設していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第1種農地。</p> <p>許可基準としましては、農業用施設に該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、35番になります。</p> <p>図面は33ページから36ページです。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>借受人が資材置場を建設するための申請です。</p> <p>なお、許可を受けずに〇年〇月頃に資材置場用として残土を搬入していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第37号 については以上3件です。</p>
議長	<p>議案第37号 農地法5条の申請の33番についてですが、〇〇委員が譲受人になる案件となります。そのため農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議終了まで一時退席していただきます。</p> <p>(〇〇委員 退出)</p> <p>それでは、議案第37号 農地法第5条の申請の33番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは特に問題ないところです。隣接者もすべて承諾済みで地形的にも横の水路に流れるし、公共上下水道もあり、特別問題ありませんでした。区長さん、生産組合長さんの同意もありましたので、私も判を押ししました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>33番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、〇〇委員には着席いただき、審議を再開します。</p>

議長	(〇〇委員 着席) 続きます、34 番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	〇年位からこの状態ですが、生産組合長さん、区長さんにも問題ないことを確認しております。ご審議よろしくをお願いします。
議長	34 番について、御意見、御質問はございませんか。
担当委員	これは既存の牛舎を転売される訳ですか。今回新しく建てられるのですか。
事務局	既存の牛舎についてはもっと前にあって、そちらの方も売買をされる予定です。今回は農地にかかっている部分がありましたので、それについて転用許可を受けた状態で売買をするということで申請を受け付けています。
議長	34 番について、他に御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、続きます、35 番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここは〇〇町と〇〇町の境の〇〇〇〇の道路脇のところですか。田んぼの進入口のところに砕石と残土を持ってきていて、それについて始末書を添付されています。道路脇に少し事前着工しているような状態です。区長さん、生産組合長さんにも確認しています。ご審議よろしくをお願いします。
議長	35 番について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、農地法第 5 条の申請 3 件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きます、議案第 38 号 農地法第 3 条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 38 号 5 件について御説明いたします。  議案は 4 ページから 5 ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。  議案第 38 号 については以上 5 件です。

議長	<p>議案第 38 号 について議案の 4 ページから 5 ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第 38 号 農地法第 3 条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第 39 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 39 号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の 6 ページから 9 ページに明細書を、10 ページから 23 ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が 13 名、貸付人が 17 名で、面積は田が 82,821 m<sup>2</sup>、畑が 37,981.71 m<sup>2</sup>です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおります。</p> <p>議案第 39 号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第 39 号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p>
担当委員	<p>〇〇さんは親子ですが、親子でも貸借の手続きをしなくてはいけないのですか。</p>
事務局	<p>〇〇さんは、農業者年金で経営移譲年金をもらわれています。受給開始から 10 年間は売買や転用をすることができないこととなっています。10 年後、更新の手続きをしていただくと、売買や転用などができるようになります。今回はそのための手続きとなります。</p>
議長	<p>議案第 39 号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年について、他に御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第 39 号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第 39 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の期間借地について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 39 号 利用権設定 期間借地について、御説明します。</p>

事務局	<p>議案の 24 ページから 25 ページに明細書を、26 ページから 30 ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が 2 名、貸付人が 9 名で、面積は田が 21,585 m<sup>2</sup>です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおります。</p> <p>議案第 39 号 利用権設定 期間借地については以上です。</p>
議長	<p>議案第 39 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定期間借地について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第 39 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 期間借地については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第 39 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 39 号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案の 31 ページに明細書を、32 ページから 35 ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。</p> <p>田が 13,289 m<sup>2</sup>、借受人 4 名、貸付人 3 名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおります。</p> <p>議案第 39 号 農地中間管理事業については以上 4 件です。</p>
議長	<p>議案第 39 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）4 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第 39 号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）4 件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第 39 号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]公社への売渡について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 39 号 公社への売渡について、御説明します。</p> <p>議案の 36 ページに明細書を、37 ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>こちらは7月の委員会であっせん委員を決定した件について、あっせん調整が成立しましたので、今回、まずは農業公社へ売り渡す内容となっています。畑が1筆、面積が2,351 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>議案第 39 号 公社への売渡については以上です。</p>
議長	<p>議案第 39 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社への売渡について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第 39 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社への売渡については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第 40 号 空き家に付随した農地の指定申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 40 号 について御説明します。</p> <p>議案の 39 ページ、3 番になります。</p> <p>図面は 37 ページになります。</p> <p>申請地区は〇〇〇〇地区です。</p> <p>空き家情報バンク登録物件に隣接する農地です。</p> <p>これは農地法第3条第2項第5号に関する別断面積（下限面積）を設定し、「伊万里市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」により申請があったものです。</p> <p>空き家に付随した農地に指定された後は、空き家とともに農地を取得される場合、取得要件の下限面積1 m<sup>2</sup>が適用されることとなります。</p> <p>議案第 40 号 については以上です。</p>
議長	<p>議案第 40 号 空き家に付随した農地の指定申請について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>



議長	<p>無いようですので、空き家に付随した農地の指定申請については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。      続きまして、報告事項に移ります。      報告第14号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第14号 について御説明します。      議案は40ページになります。</p> <p>1件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第14号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第14号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第15号 農用地利用配分計画〔農地中間管理事業【借受者の変更】〕について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第15号 農用地利用配分計画〔農地中間管理事業【借受者の変更】〕について御説明いたします。</p> <p>議案は41ページになります。      ○○○○地区農地流動化計画の変更に伴う借受者の変更です。      農用地利用配分計画書を42ページから43ページに掲げております。      報告第15号 農用地利用配分計画〔農地中間管理事業【借受者の変更】〕については以上4件です。</p>
議長	<p>報告15号 農用地利用配分計画〔農地中間管理事業【借受者の変更】〕について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第16号 農地等の形質変更届出について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第16号 について御説明します。</p> <p>議案の44ページ 4番になります。</p>

事務局	<p>図面は 38 ページから 41 ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 嵩上げをして、施設胡瓜のハウスとして利用するための届出です。 報告第 16 号 については以上です。</p>
議長	4 番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	これは段々畑を平らにして今まであった施設胡瓜のハウスを解体して新しく造るということでの申請です。
議長	<p>報告第 16 号 農地等の形質変更届出について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第 17 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 17 号 について御説明いたします。 議案は、45 ページになります。</p> <p>1 番、2 番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>3 番については農地パトロールにて非農地相当としていましたが、所有者が市内在住でないなどの理由で非農地判断についての事前通知を行っておりませんでした。</p> <p>今回、農地の所有者より非農地についての申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。</p> <p>報告第 17 号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第 17 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第 8 回農業委員会会議を閉会します。</p>